

## 所得税の申告はインターネットの活用を！

### e-Taxが便利です！

e-Taxなら申告会場に行かなくても、インターネットで所得税の申告ができます！

- 医療費の領収書や源泉徴収票などの書類の提出が省略できます！（税務署から書類の提出・提示を求められることがあります。）
- 申告期間中24時間申告できます！
- インターネットバンキングなどを利用して納税できます！

#### 用意するもの

- ・電子証明書が付いた住民基本台帳カード
- ・ICカードリーダー

### 申告書が作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、確定申告書が作成できます！

- 印刷して郵送などで提出できます！
- 入力内容が保存でき、翌年の申告に利用することができます！

e-Taxも申告書も  で検索

### 住宅借入金等特別控除申告をされる方は登記事項証明書をオンライン請求できます！

オンライン請求した証明書等は、市役所1階の名古屋法務局蒲郡証明サービスセンターで受け取ることができます。

で検索



復興特別所得税の記入と加算  
 復興特別所得税は、東日本震災からの復興のために、必要な財源を確保するための特別措置税です。申告書作成の際には、記入と加算ができていますか確認をお願いします。

■税理士による無料税務相談所  
 と き 2月16日(月)～3月3日  
 (火)(土・日曜日を除く)

午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)

ところ 市民体育センター

対象者

- ①給与所得者、年金受給者
- ②平成25年中の所得金額が30万円以下の方(分離所得が含まれる場合は除く)
- ③平成26年分の消費税の基準期間(平成24年分)の課税売上高が3千万円以下の方で、か

#### 還付

つ②に該当する方  
 ※事業所得・不動産所得の申告も可能ですが、決算書・収支内訳書を作成してお越しく下さい。

所得税の申告の必要がない方も、申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。  
 ・多額の医療費を支払った  
 ・年の途中で退職し、再就職していない など

## お知らせ

### 市県民税申告会場での所得税申告相談

市県民税の申告会場で、所得税申告の一部が相談できます。給与所得(年末調整されていない場合など)、公的年金などの雑所得、医療費控除、寄附金控除など

(以下の申告は相談できません)  
 ・事業所得(営業・農業)、不動産所得、土地・建物・株式な

どの譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当  
 ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける  
 ・贈与税、消費税

#### お忘れなく

■個人事業者で、今まで帳簿書類の記帳・保存をしていなかった方

すべての個人事業者は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。今まで行っていない方も、記帳と保存をお願いします。収支内訳書の作成や内容確認などが必要となります。

復興特別所得税の記入と加算  
 復興特別所得税は、東日本震災からの復興のために、必要な財源を確保するための特別措置税です。申告書作成の際には、記入と加算ができていますか確認をお願いします。